

議 庁

日時：12月28日（月）AM8：30 <庁議室>

【市長挨撈】

【協議事項】

- | | | |
|---|------------------------------------|--------|
| 1 | 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 市民生活部長 |
| 2 | 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 都市政策部長 |
| 3 | 学校給食費滞納者に対する訴えの提起及び和解についての専決処分について | 教育部長 |
| 4 | 財産の取得について | 教育部長 |

【連絡事項】

- | | | |
|---|---|----------|
| 1 | 太田東小学校の跡地利用計画について | 企画部長 |
| 2 | 令和2年度太田市一般会計補正予算（第7号）についての専決処分について | 総務部長 |
| 3 | 「太田市 令和3年度予算概要」の動画配信について | 市民生活部長 |
| 4 | 太田市、大泉町、熊谷市及びパナソニック株式会社とのラグビーフットボールを通じた地域振興等に関する協定の締結について | 文化スポーツ部長 |
| 5 | 太田市プレミアム金券の販売結果について | 産業環境部長 |
| 6 | 太田市収入保険加入促進助成事業について | 農政部長 |

【その他】

- 1 太田市駐車場条例の一部改正についてに対する附帯決議の
検討結果について

◆ 次回庁議予定 ◆ 1月 4日(月) AM8:45~<庁議室> 案件名報告: 12月17日(木)PM5:00
資料提出: 12月22日(火)PM5:00

○内 容 【 協議事項 】
○公 開 【 可 】
○公開時期【 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線(TEL)2400

【 表 題 】
損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】
公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】
1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和2年12月9日	45,210円 (150,700円)	3割	令和2年8月28日発生。職員が運転する市営無料バスが右折車線を走行していたところ、直進・左折車線から当該右折車線に車線変更をしてきた、相手方が所有し運転する乗用車と接触し、当該市営無料バスの左前方部分並びに当該乗用車の右前方部分及び右側面部分が損傷したものです。

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。
- 3 損害賠償の支払い
損害保険ジャパン株式会社 一般自動車保険にて対応しました。
- 4 その他
地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年1月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 公共バス運行管理係 46-0344ダイヤル

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 (TEL) 2800

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

道路等の瑕疵等により発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したことを報告するものです。

1 別紙概要一覧表のとおり

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年1月委員会協議会あてに報告します。

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線2711 47-1835 ダイヤルイン

1 損害賠償の概要

No	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事 故 概 要
1	令和2年12月18日	38,182円 (38,182円)	10割	令和2年6月14日午後2時頃、新田市野倉町地内で発生。 自己の所有する乗用車を走行中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、車両の左後輪タイヤ及びタイヤホイールを損傷したものです。
2	令和2年12月18日	512,250円 (512,250円)	10割	令和2年7月10日午前10時頃、八幡町地内で発生。 自社の所有するゴミ収集用パッカー車を走行中、道路脇のグレーチング部分を通過したところ、グレーチングが跳ね上がり、車両底部に突き刺さりオイルタンクが損傷したものです。
3	令和2年12月18日	106,537円 (152,196円)	7割	令和2年7月15日午後7時頃、大原町地内で発生。 自己の所有する乗用車を走行中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、車両の左前輪タイヤ・前側バンパー及び車体底部を損傷したものです。
4	令和2年12月18日	23,500円 (23,500円)	10割	令和2年7月28日午後6時45分頃、矢田堀町地内で発生。 自己の所有する乗用車を走行中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、車両の左前輪及び左後輪のタイヤ及びタイヤホイールを損傷したものです。
5	令和2年12月18日	8,250円 (8,250円)	10割	令和2年7月30日午前0時30分頃、矢田堀町地内で発生。 自己の所有する乗用車を走行中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、車両の左後輪タイヤ及びタイヤホイールを損傷したものです。
6	令和2年12月18日	36,000円 (36,000円)	10割	令和2年7月28日午後10時頃、西長岡町地内で発生。 自己の所有する乗用車を走行中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、車両の右前輪及び右後輪のタイヤを損傷したものです。
7	令和2年12月18日	6,000円 (12,000円)	5割	令和2年8月16日午後4時50分頃、東新町地内で発生。 自己の所有する乗用車を走行中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、車両の右前輪タイヤを損傷したものです。
	合 計	730,719円 (782,378円)		

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会後 】

教育部長 氏名 春山 裕

内線 (TEL) 20-7086

【表題】

学校給食費滞納者に対する訴えの提起及び和解についての専決処分について

【目的】

未払い学校給食費に係る支払督促に対し、相手方から分割納付による和解を求める督促異議の申立てがあり、民事訴訟法第３９５条により支払い督促申立ての時に訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法第１８０条第１項の規定により訴えの提起及び和解についての専決処分を行ったことについて報告するものです。

【概要】

1 提訴及び和解に関する概要

専決処分日：提訴 令和2年12月11日

和解 令和2年12月11日

	滞納金額	和解概要	備考
1	330,530円	分割納付	児童・生徒3名分
2	487,110円	分割納付	児童・生徒5名分

2 本件に関し、市と相手方との間には、それぞれの和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年1月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

● 問合せ先 教育部学校施設管理課学校給食係 内線1314 20-7086ﾀﾞｲヤリン

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 0276-20-7084

* 問い合わせ先 教育部 学校教育課 指導係 タイリン 0276-20-7084

- 企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 (TEL) 2200

問い合わせ先 企画部 企画政策課 行政経営係 内線 2241 47-1811 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 1. 庁議後 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

【 表 題 】

令和2年度太田市一般会計補正予算（第7号）についての専決処分について

【 目 的 】

新型コロナウイルス感染症の影響により、困窮している低所得者のひとり親家庭世帯の支援のため、母子家庭等対策総合支援事業（ひとり親世帯臨時特別給付金）に係る経費を予算計上し、本年度一般会計補正予算（第7号）を専決処分したことについて報告するものです。

【 概 要 】

1 補正額 102,147千円 補正後予算額 115,310,834千円

【歳入】 *すべて国庫補助金で一般財源の追加なし

15款2項2目2節18細節

母子家庭等対策総合支援事業費補助金（事務費） 1,417千円

15款2項2目2節19細節

母子家庭等対策総合支援事業費補助金（事業費） 100,730千円

【歳出】 3款2項1目

母子家庭等対策総合支援事業（ひとり親世帯臨時特別給付金）

事務費（消耗品費、通信運搬費、電算委託料等） 1,417千円

臨時特別給付金 100,730千円

2 専決処分日（補正予算配当日） 令和2年12月16日

3 根拠法令

・地方自治法第180条第1項

・市長において専決処分することができる事項の指定について（平成21年3月19日議決）
第2項

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部 財政課 財政係 内線 2334 47-1816ダイヤル

●内 容 【 2. 連絡事項 】
 ○公 開 【 1. 可 】
 ○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線2400

【 表 題 】

「太田市 令和3年度予算概要」の動画配信について

【 目 的 】

毎年、「新年度予算のあらまし地区懇談会」を各地区で開催していたところですが、コロナ禍での実施は感染リスクが高まることから、動画サイトなどを利用した映像配信に変更して実施します。

今回は例年のような対話形式は困難ではありますが、市長からの予算説明を継続的に実施することは住民の理解と意見集約につながり、その意向を市政に可能な限り反映していくことを目的とします。

【 概 要 】

1. 配信内容 新年度予算概要及び市長による主要事業の説明
2. 配信時間 概ね20分間
 総務部長説明 (約3分間)
 市長説明 (約15分間)
 教育長説明 (約2分間)
3. 配信方法 動画サイトへの配信、行政センターなどの公共施設での放映、DVD貸し出し、エフエム太郎での放送(予定)
4. 配信開始時期 令和3年3月議会終了後(3/17を予定)
5. 意見集約 市長への手紙、メールなど
6. 周知方法 令和3年3月15日号広報、行政センターだより
 予算概要の冊子配布(区長会、公共施設へ設置)
7. その他 令和3年1月14日(火)市民文教委員会協議会へ報告予定

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係
 内線3611 47—1923 ダイヤル

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 長谷川 幸浩 内線3600

【表題】

太田市、大泉町、熊谷市及びパナソニック株式会社とのラグビーフットボールを通じた地域振興等に関する協定の締結について

【目的】

本協定は、パナソニックワイルドナイツが、北関東エリアをホストエリアにするにあたり、太田市、大泉町、熊谷市及びパナソニック株式会社が、ラグビーフットボールというスポーツ活動を通じて、スポーツ活動や地域振興等に取り組むことを目的とします。

【概要】

【備考】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ係 外線 45-8118

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

産業環境部長 氏名 久保田 均 内線 (TEL) 2600

【表題】

太田市プレミアム金券の販売結果について

【目的】

太田市プレミアム金券の販売結果について報告するものです。

【概要】

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| 1 購入申込期間 | 令和2年 9月25日(金)～11月10日(火) (消印有効) |
| 2 購入引換期間 | 令和2年10月27日(火)～11月30日(月) |
| 3 有効申込 | |
| (1) 有効世帯数 | 47,707世帯 |
| (2) 購入予定冊数 | 188,940冊(1冊は500円×15枚綴) |
| (3) 購入予定金額 | 9億4,470万円 |
| (4) 発行予定総額 | 14億1,705万円(うちﾌﾟﾚﾐｱﾑ分:4億7,235万円) |
| 4 販売実績 | |
| (1) 購入世帯数 | 47,184世帯 |
| (2) 購入冊数 | 186,914冊(1冊は500円×15枚綴) |
| (3) 購入金額 | 9億3,457万円 |
| (4) 発行総額 | 14億185万5千円(うちﾌﾟﾚﾐｱﾑ分:4億6,728万5千円) |
| (5) 購入率 | 98.9% |
| (6) 会場及び販売実績 | 以下のとおり |

販売会場	販売期間	購入世帯数	購入金額
新田文化会館（エアリス）	10/27～30	6,340世帯	125,915,000円
尾島生涯学習センター	11/2～3	2,025世帯	40,185,000円
市民会館	11/4～5	3,109世帯	61,710,000円
イオンホール	11/7～15	6,392世帯	126,660,000円
藪塚本町中央公民館	11/17～20	2,847世帯	56,400,000円
毛里田行政センター	11/24～25	1,096世帯	21,560,000円
強戸行政センター	11/26～27	1,646世帯	32,680,000円
市役所南庁舎	11/2～16	15,391世帯	304,950,000円
市役所2階 ラウンジ	11/17～30	8,338世帯	164,510,000円
合 計		47,184世帯	934,570,000円

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 商業観光課 商業係 内線2631 47-1833 ダイヤルイン

